

2025年11月7日

株主各位

三重県松阪市京町510番地
株式会社三十三フィナンシャルグループ
代表取締役社長 道廣剛太郎

第8期中間配当金の支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、2025年11月7日開催の当社取締役会において、第8期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議されましたので、お知らせ申しあげます。

敬 具

記

当社定款第36条の規定にもとづき、2025年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり第8期中間配当金を支払う。

1. 中 間 配 当 金	1 株 に つ き	6 4 円
2. 効力発生日並びに支払開始日	2025年12月5日（金曜日）	

以 上

中間配当金のお支払いについて

「中間配当金領収証」「配当金計算書」（振込をご指定の方には「配当金計算書」「お振込先について」、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」「配当金のお受け取り方法について」）は、きたる12月4日にお届出ご住所あてにご送付申しあげる予定でございます。

【株主名簿管理人連絡先】

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-782-031（フリーダイヤル）